

【ご注意】

本動画には音声があります。

イヤホンなどを準備のうえ、受講してください。

※パソコン本体内蔵のスピーカーでは聞き取り難い場合があります。

(10秒後に始まります。)





広島市水道局 建設工事安全協議会

(令和7年度 第1回)

令和7年9月



目次

- 1 安全協議会について
- 2 事故発生状況について
- 3 相互安全点検結果報告
- 4 建設現場における熱中症予防対策の強化
について
- 5 連絡事項



目次

- 1 安全協議会について
- 2 事故発生状況について
- 3 相互安全点検結果報告
- 4 建設現場における熱中症予防対策の強化
について
- 5 連絡事項



1 安全協議会について

広島市水道局ホームページについて

【場所】 トップページ > 事業者の方へ > 工事・建設コンサルタント
業務関連トップページ > 建設工事安全協議会トップページ

【URL】 <https://www.water.city.hiroshima.lg.jp/site/subtitle-5/>

【建設工事安全協議会に関すること】

- 広島市水道局建設工事安全協議会
 - 事務局通知
 - 協議会資料
 - ・令和7年9月開催(令和7年度開催 第1回)
- ※ こちらに、協議会の配布資料を掲載しています。



目次

- 1 安全協議会について
- 2 事故発生状況について
- 3 相互安全点検結果報告
- 4 建設現場における熱中症予防対策の強化
について
- 5 連絡事項



2 事故災害発生状況について

【水道局発注工事】

期間：令和7年1月 ～ 令和7年8月

発生件数：11件(16件)

<事故分類別発生件数>

- ・労働災害 : 2件(2件)
- ・死傷公衆災害 : 0件(0件)
- ・物損公衆災害 : 8件(14件)
- ・その他 : 1件(0件)

()は令和6年の同時期の発生件数

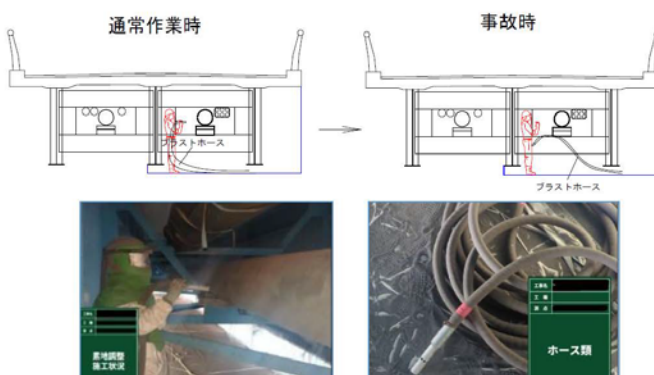


2 事故災害発生状況について

●労働災害事例

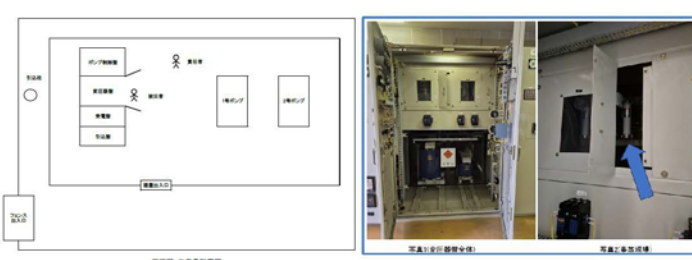
R7-2(左足大腿挫創)

発生状況概略図(説明図)

事例番号	R7-2	事故分類	労働災害
被災内容	左足大腿挫創	工事区分(工種)	塗装工
職 種	土木	発 生 年 月 日	令和7年2月17日
ブラスト(表地調整)作業中、移動するときに誤ってブラストホースのノズルが手から離れてしまい、加圧されたノズルが左足大腿に直撃し被災した。			
〔状況図〕 			
要 因	人 的	慣れ、気の緩み、不注意から生じるヒューマンエラー。	対 策
	物 的	—	
	管理的	—	
原 因	被災者は経験が豊富であり、慣れや気の緩み、不注意から生じたのと思われる。		- 日々のKY活動及び朝礼にて安全対策の確認を徹底する。 - ブラスト機械の操作方法等の再教育を行う。 - 迅速に機械停止できるようスイッチを作業員に固定する。 - 作業服の改善を図る。

R7-11(感電)

発生状況概略図(説明図)

事例番号	R7-11	事故分類	労働災害
被災内容	感電	工事区分(工種)	保守点検整備
職 種	電気	発 生 年 月 日	令和7年8月8日
〔事故の概要〕 高圧受変電設備点検中に「主変圧器一次ヒューズ断」の警報を発報させるため、リレーを検知させる際に6.6KVの充電部に右手指が触れ、右手指から肘まで感電した。			
〔状況図〕 			
要 因	人 的	停電状態の作業であると勘違い	対 策
	物 的	操作器具の不使用	
	管理的	現場表示等の確認不足	
原 因	当該設備が停電していると勘違いし、操作器具を使用しなかったこと。		- 現場表示の確認及び信号のやり取りの確認。 - 警報試験の発報方法の明確化。

2 事故災害発生状況について

●物損公衆災害事例

R7-3(配水管損傷)

発生状況概略図(説明図)

事例番号	R7-3	事故分類	物損公衆災害
被災内容	配水管損傷	工事区分(工種)	管布設工事 150GXPEDCP
職 種	土木	発 生 年 月 日	令和7年2月20日

管布設路線には、既設管水道管と残置管水道管が埋設されている路線であった。
不明鉄管が確認されたため残置管の確認作業後、エンジンカッターで切断・残置管撤去作業を行っていた。その後、同様に支障となる不明管が確認され、連続していると思われる位置に埋設されていたことから残置管と思い込みエンジンカッターで既設管を損傷した。

(状況図)



要因	人 的	思い込みによる確認不足。	対 策	施行中に不明管を発見した場合は、完成図や現地をよく照査するとともに、地下埋設物占有者に確認依頼し不明管の確認について徹底する。
	物 的	—		
	管理的	—		
原 因		既設管にはポリスリーブ及び明示テープが未設置であったこと。残置管の埋設位置の思い込みによる確認不足。		

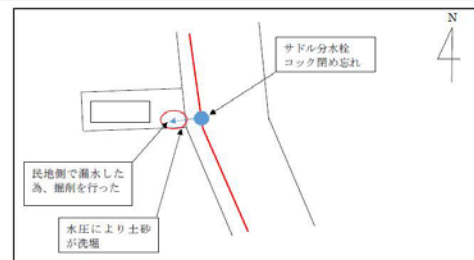
R7-4(漏水)

発生状況概略図(説明図)

事例番号	R7-4	事故分類	物損公衆災害
被災内容	漏水	工事区分(工種)	管布設工事 150GXPEDCP
職 種	土木	発 生 年 月 日	令和7年4月23日

通水作業中に、給水管取付管えのため取付けたサドル付分水栓の閉止コックを締め忘れ、宅地内で漏水が発生した。

(状況図)



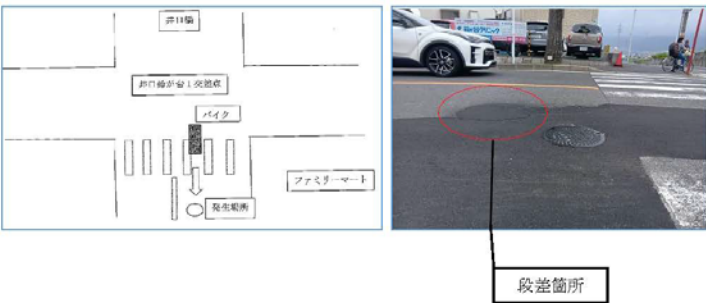
要因	人的	思い込みによる確認不足。	対策	・事故防止対策周知会（工事現場内）の実施。 ・サドル分水栓を穿孔後、2次業者の職長が確認を行い、1次業者の職長に報告、その後現場代理人に報告、最終確認を3人で行う。
	物的	—		
	管理的	—		
原因		サドル分水栓を穿孔後に、閉止コックを開めたと思い込んで確認を行わなかった。		

2 事故災害発生状況について

●物損公衆災害事例

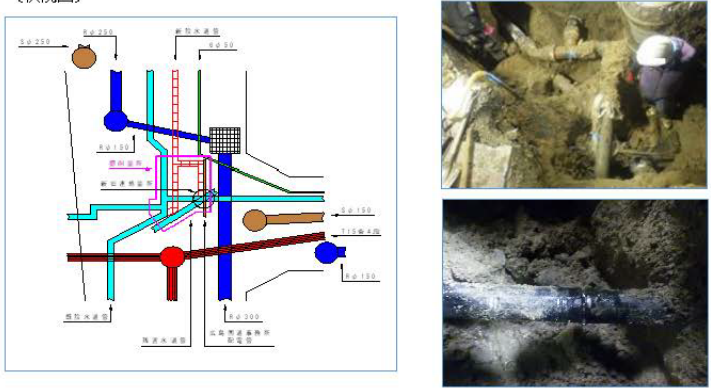
R7-6(車両(バイク)損傷)

発生状況概略図(説明図)

事例番号	R7-6	事故分類	物損公衆災害
被災内容	車両(バイク)損傷	工事区分(工種)	管布設工事 300GXPEDCP
職 種	土木	発 生 年 月 日	令和7年5月20日
〔事故の概要〕 工事規制解除中、仮舗装に段差ができバイクが通行した際に道路路面とバイクの底部が接触しバイクが損傷した。			
〔状況図〕 			
要因	人 的	転圧不足	対 策
	物 的	—	
	管理的	転圧確認不足	
原 因	埋設物下越し部(既設管部分下側)等の転圧不足。		転圧時には、細部にわたり目視等にてよく確認し、入念な転圧を行う。

R7-8(街灯ケーブル切断)

発生状況概略図(説明図)

事例番号	R7-8	事故分類	物損公衆災害
被災内容	街灯ケーブル(配電線の)切断	工事区分(工種)	新旧管連絡工
職 種	土木	発 生 年 月 日	令和7年6月30日
〔事故の概要〕 新旧管連絡工に伴う掘削作業中、事前調査では、水道管以外の埋設物はなく、図面にも記載がなかったが、鋼管φ80(不明管)が確認された。 不明管が支障となるため、ドリルで小さく穴を開け、安全確認を行い、圧のない水が出てきたため、残置管であると最終判断し、切断。直後、現場に隣接する街灯(6基)が消灯した。			
〔状況図〕 			
要因	人 的	電気ケーブルが存在する可能性を考慮していなかった。	対 策
	物 的	—	
	管理的	占用協議の確認不足。	
原 因	地下埋設物の協議を行う必要があった。 露出した埋設物をよく確認する必要があった。		・不明管が水道の残置管であると想定できる場合は切断等する前に水道局に確認する。 ・道路管理者(市役所・区役所の道路課など)や電力会社、ガス会社など、関連するすべての事業者の図面を複層的に確認する。 ・街灯・信号・看板といった地上設備がある場合は、必ずその電源系統に関する図面を確認する。



2 事故災害発生状況について

●物損公衆災害事例

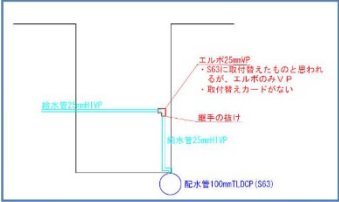
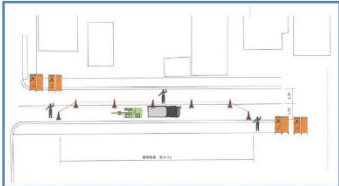
R7-9(給水管継手離脱)

発生状況概略図(説明図)

事例番号	R7-9	事故分類	物損公衆災害	
被災内容	Φ25 給水管継手離脱	工事区分(工種)	管布設工100mmGXPEDCP	
職 種	土木	発 生 年 月 日	令和7年7月16日	
〔事故の概要〕 新設管100mm管布設掘削作業中に、既設給水管(φ25HVP)のエルボ継手部分が離脱した。				
〔状況図〕				

R7-10(給水管継手離脱)

発生状況概略図(説明図)

事例番号	R 7 - 1 0	事故分類	物損公衆災害	
被災内容	Φ 25 給水管継手部離脱	工事区分（工種）	管布設工100mmGXPEDCP	
職 種	土木	発 生 年 月 日	令和7年 8 月 7 日	
〔事故の概要〕				
試掘調査掘削作業中に布設されていた給水管（φ 25mmHVP）のエルボ継手部（φ 25mmVP）が離脱した。				
〔状況図〕				
 エルボ25mmVP ・S63に取替えたものと思われるが、エルボのみVP ・取付替えカードがない 継手の抜け 給水管25mmHVP 配水管100mmMDCP (S63)				
要因	人 的	—		
	物 的	—		
	管理的	—		
原因	・ 既設給水管継手部（エルボ）の接合不十分及び劣化と思われる。			
		対策	・ 必要以上に給水管を露出させない。 ・ やむを得ず露出させる場合は、露出時間を最小限に抑える。	

2 事故災害発生状況について

安全管理及び作業手順の確認と徹底について

- 建設従事者一人ひとりの安全意識を高める。
- 技術者及び作業員が個々の責任において、自主的に安全な施工ができる体制や環境を整える。
- 常に最悪の状況を想定し、危険予知に対する事故防止の体制を整える。
- 自主的な安全対策など、安全に係わる努力に対してプラス評価。



2 事故災害発生状況について

事故発生時の報告について

万一、事故が発生した場合には、どんな些細な事故であっても **直ちに監督員に報告**すること。

令和3年9月 広島市発注の土木工事で、給水管を折損させたが、発注者への報告を怠り、水道使用者からの通報により事故が発覚した。

(指名停止)



目次

- 1 安全協議会について
- 2 事故発生状況について
- 3 相互安全点検結果報告**
- 4 建設現場における熱中症予防対策の強化
について
- 5 連絡事項



3 相互安全点検結果報告

- 実施日：令和 7年 9月 9日（火）
- 対象工事①：己斐大迫三丁目配水管改良工事
対象工事②：緑井浄水場排泥池汚泥移送ポンプ
取替等機械設備その他工事
- 点検実施者(受注者会員)
 - ・株式会社中国ネオ
 - ・メタウォーター株式会社中四国営業部
 - ・吉井建設株式会社点検実施者(発注者会員)
 - ・設備課
 - ・施設課

点検実施者の皆様、点検工事関係者の皆様、ご協力ありがとうございました。



3 相互安全点検結果報告

対象工事①

工事名	己斐大迫三丁目配水管改良工事
受注者	株式会社第一総合建設
工事担当課	管路工事課
当日の施工内容	管撤去工事



3 相互安全点検結果報告

対象工事①

工事名	己斐大迫三丁目配水管改良工事
-----	----------------



3 相互安全点検結果報告

対象工事②

工事名	緑井浄水場排泥池汚泥移送ポンプ取替等 機械設備その他工事
受注者	株式会社西岡工業
工事担当課	緑井浄水場
当日の施工内容	配管組立工事



3 相互安全点検結果報告

対象工事②

工事名	緑井浄水場排泥池汚泥移送ポンプ取替等機械設備その他工事
-----	-----------------------------



目次

- 1 安全協議会について
- 2 事故発生状況について
- 3 相互安全点検結果報告
- 4 建設現場における熱中症予防対策の強化について
- 5 連絡事項



4 建設現場における熱中症予防対策の強化について

事業者の熱中症予防対策として

- 早期発見のための体制整備
- 重篤化を防止するための措置の実施手順の作成
- 関係作業への周知

労働安全衛生規則において、新たに義務付け
(令和7年6月1日から施行)



4 建設現場における熱中症予防対策の強化について

建設現場における建設業従事者及び警備員の 熱中症予防対策の強化について（要請）

厚生労働省、警察庁及び国土交通省から建設業関係団体等への事務連絡

労働安全衛生法第30条第1項に基づく協議組織等において、元方事業者と関係請負人が協議の上、建設現場を総括管理する元方事業者が現場全体を対象とし、安衛則に基づく措置を実施するよう、関係請負人との調整を図るとともに、警備業務を請け負わせる警備会社とも調整の上、当該現場において警備業務に従事する警備員を、これらの安衛則に基づく措置の対象に含めることが望ましい。



目次

- 1 安全協議会について
- 2 事故発生状況について
- 3 相互安全点検結果報告
- 4 建設現場における熱中症予防対策の強化について
- 5 連絡事項**



5 連絡事項

【次回開催】

令和 8年 1月 開催予定

【安全協議会へのご意見等について】

事務局(技術管理課)まで

TEL:082-511-6838

e-mail:w-gikan@city.hiroshima.lg.jp

(局監督員を通していただいても結構です。)



安全は全てに優先する



広島市水道局
建設工事安全協議会

